

平成18年度 自己査定・金融再生法開示債権・リスク管理債権 一覧

(単位:億円)

自己査定 債務者区分		自己査定債権分類				引当金 (引当率)	金融再生法開示債権	リスク管理債権	
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先		担保・保証による保全部分		担保・保証による保全部分 以外の全額を引当て		個別貸倒引当金	破産更生債権	破綻先債権額	
2, 650		1, 402		1, 248			2, 650	2, 646	
実質破綻先		担保・保証による保全部分		担保・保証による保全部分 以外の全額を引当て			2, 150 (100 %)	破産更生債権 に準ずる債権	延滞債権額
4, 446		2, 296		2, 150			4, 446		
破綻懸念先		担保・保証による保全部分		担保・保証による保全部分 以外について今後3年間の 予想損失率により引当て			875 (72.7 %)	危険債権	
3, 462		2, 259		1, 203			3, 462	7, 898	
要注意先	要管理先	貸倒実績率に基づく今後3年 間の予想損失率により引当て				一般貸倒引当金	2, 240 (9.5 %)	要管理債権	3か月以上延滞債権額
	23, 480	23, 480					23, 379	985	
	その他の 要注意先	貸倒実績率に基づく今後1年 間の予想損失率により引当て					205 (6.0 %)	正常債権	貸出条件緩和債権額
	3,423	3, 423							22, 343
正 常 先		貸倒実績率に基づく 今後1年間の予想損 失率により引当て					423 (0.1 %)	423, 520	
419, 995		419, 995							

- 注 ○ 単位未満は切り捨てています。
 ○ 要管理先に区分された未収貸付金利息、未収買取債権利息、仮払金及び立替金については、金融再生法開示債権において正常債権に計上しています。
 ○ 引当率は、「実質破綻先・破綻先」及び「破綻懸念先」については担保・保証による保全額を控除した残額に対する引当率で、「要注意先」及び「正常先」については債権額に対する引当率です。
 ○ 自己査定とリスク管理債権の主な相違点について
 ・対象債権は、自己査定では貸付金、買取債権、未収貸付金利息、未収買取債権利息、仮払金及び立替金ですが、リスク管理債権では貸付金及び買取債権です。
 ・自己査定の債務者区分は、貸付先からの返済状況及び貸付先の財務内容等により区分していますが、リスク管理債権は、破綻先債権額および延滞債権額を除いて貸付先からの返済状況に基づいて区分しています。